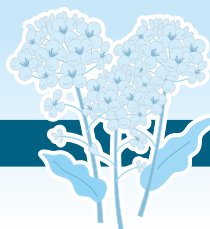


こころをつなぐまちづくり

人権シリーズ vol.52



隣保館って そもそもどんな施設？

隣保館は全国で899施設、県内では13施設あり、国東市では武蔵町に設置しています。今回は、設置の目的や経緯、事業について紹介します。

隣保館は「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う」(2002年隣保館設置運営要綱)ことを目的としています。すなわち、「人権・同和問題解決に資するための施設」「地域に密着した福祉センター(コミュニティセンター)としての施設」という二つの側面を持っています。

その歴史を振り返ってみると、1884(明治17)年イギリスでトインビー・ホールの開設をはじめとしたセツルメント運動(いわゆる隣保事業)が生まれ、日本もその影響を受け、明治後期にスラム地区対策として民間人によって東京神田

にキンブスレー館が設置されたことに始まります。そして関東大震災以降、隣保事業は徐々に普及し、戦後においても施設としての隣保館が整備されてきました。1958(昭和33)年に隣保事業が「社会福祉事業法」の第2種社会福祉事業に加えられました。この当時の隣保館は、戦前からのいわば貧民救済的な社会福祉の色彩が濃いものでした。1969(昭和44)年の同和対策事業特別措置法の施行に伴い「同和対策対象地域における隣保館運

営要綱」が定められ、同和問題の解決という課題が明確に規定され、同和行政の一機関として位置付けられました。その後1997(平成9)年4月、隣保館は特別対策から一般施策に移行され、社会福祉法に基づくとともに、今日的な役割をより重視し、周辺住民を含めた活動の充実を目指して、設置運営要綱が改正されました。

このように、隣保館は一般的な社会福祉事業施設あるいは公民館的な施設として存在するのみではなく、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決につなげていくという側面と、開かれたコミュニティセンターとして総合的機能(実態把握、相談事業、地域福祉事業、啓発及び広報活動、交流促進事業、デイサービス事業等)の側面をもちます。

隣保館は歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域におけるコミュニティセンターであり、まちづくりや住民の自主活動の支援、住民相互の連帯と交流の場として位置付けられます。した

がって、そこはだれもが気軽に利用できる、地域住民を視野においた人権啓発と交流の場として求められています。

本市では、昭和62年5月に武蔵町「なかよし館」として設置され、平成18年3月には国東市隣保館として、そして平成22年4月には武蔵町児童館との複合施設として現在に至っています。

隣保館では、次の事業に取り組んでいます。

- 人権・同和問題への広報・啓発活動
- 生活・就労などの相談活動
- 各種教室などの地域交流
- 機能訓練など地域福祉

お知らせ

☆人権ビデオ上映会(隣保館)

テーマ 子どもの人権

9月17日(金)午前10時〜10時30分

☆同和問題学習会(隣保館)

内容 差別事象と現状

9月15日(水)午後2時〜4時

問い合わせ 国東市隣保館
☎0978-68-1722

